

診療明細書について

本院は、電子情報処理機器の使用による請求を行っている医療機関であるため、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、国の省令に基づき、領収書を交付するに当たり、公費負担により自己負担のない患者さん等も含め、全患者さんに対し、診療明細書を無償で交付しております。

なお、明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合、お支払い前に診療明細書が必要な場合又は発行された明細書を確認して疑義が生じた場合等におかれましては、お手数おかけいたしますが、1階又は2階にあります会計窓口へお申し出いただきますようお願いいたします。

※自動精算機を利用した場合は、精算後に領収書と診療明細書が発行されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

公立大学法人福島県立医科大学附属病院長